技能職員に係る規則等の改正の概要

〇 規則等の改正の内容

議案番号	件名	現行規則等の内容	改正の内容
	技能職員に関する規則の一部を改正する規則について		教育局及び教育機関(県立学校を除く。)の技能職員(一種)に主任専門員の職を 新たに規定する。
	埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正 する規則について	県立高等学校の管理運営について基本的事項を定 めるもの	県立高等学校の技能職員に主任専門員の職を新たに規定する。 (※県立特別支援学校に準用)
	技能職員の給与等に関する規程の一部を 改正する訓令について	技能職員の給与等に関し必要な事項を定めるもの	級別基準職務表を改め、主任専門員の職務を新たに3級の職務として定める。

〇 施行期日:令和3年4月1日